

## 資料 4

### 答 申 ( 案 )

「消防団区域の変更に伴う分団の受持区域  
について」

大田区消防団運営委員会

## 第1 はじめに

中央防波堤埋立地の行政区域が確定されたことに伴い、東京消防庁の設置等に関する条例（昭和38年東京都条例第52号）の一部が改正され、令和3年4月1日より、大田区令和島1、2丁目が東京消防庁大森消防署管轄区域になる。特別区の消防団の設置等に関する条例（昭和38年東京都条例第53号）第2条第2項のとおり、令和島一丁目及び令和島二丁目が大森消防団の管轄区域となることから、「消防団区域の変更に伴う分団の受持区域」について、答申するものである。

## 第2 検討結果

令和島と臨海トンネルで結ばれた城南島を含む平和島等の島部については、現在、大森消防団第3分団の受け持ち区域となっていることから、地理的連続性を考慮し、令和島一丁目及び令和島二丁目についても大森消防団第3分団の受持区域とすることが妥当である。

なお、現在の大森消防団の出場計画において、城南島、平和島等の島部で災害が発生した際は、積載車を保有する全ての分団から積載車が出場することとなっていることから、令和島で災害が発生した際も全ての積載車が出場し、災害対応の万全を図ることが望ましい。

## 第3 まとめ

令和島一丁目及び令和島二丁目の受持区域は、現状に鑑み、大森消防団第3分団の受持区域とする。

なお、災害対応は事前計画を万全にするなど、引き続き、大田区の安全・安心を守っていただくことを期待する。